

第2回厚岸町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和5年8月28日（月）午前10時00分から午前11時15分

2 開催場所 厚岸町役場 2階 庁議室

3 出席委員（14名）

（1） 会 長 1番 遠 藤 浩 一

（2） 委 員 2番 貢 則 夫、3番 河 村 公 貴、
4番 蝦 名 哲 也、5番 佐 藤 仁 昭、
6番 小 澤 洋 之、7番 中 井 勝 之、
8番 中 山 康 彦、9番 伊 藤 美 晴、
10番 石 澤 由 紀 子、11番 小 山 裕 市、
12番 多 田 和 文、13番 橋 本 隆 幸、
14番 樋 浦 泰 夫

4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 報 告第2号 農業経営改善計画の認定について

第2 議 案第3号 農用地利用集積計画の決定について

第3 議 案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議 案第5号 事業計画変更承認申請について

第5 議 案第6号 厚岸町営牧場運営委員会委員の推薦について

第6 議 案第7号 厚岸町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに係る意見聴取について

第7 議 案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

局長 江上 圭、主事 北本 慶次朗

7. 会議の概要

局長	本日は、お忙しい中、本総会に出席いただきましてありがとうございます。 開催前に本日の総会出席状況を申し上げます。 10時現在、出席委員14名、欠席委員0名、よって、厚岸町農業委員会会議規則第9条に定める、在任委員14名の過半数が出席されておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告し、ただいまから、第2回厚岸町農業委員会総会を開催します。 それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶) はじめに、本日の議事録署名委員を指名します。 議席番号「5番 佐藤委員」、「6番 小澤委員」をお願いいたします。 議事日程に従い議事を進めてまいります。 日程第1 報告第2号「農業経営改善計画の認定について」を議題とします。 事務局から説明願います。
局長	議案書1ページをお開き願います。 報告第2号「農業経営改善計画の認定について」 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、厚岸町から農業経営改善計画の認定をした旨通知があったので報告する。 令和5年8月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回、町から通知のあった内容について、更新が2件となっております。 議案書3ページに今回の認定一覧を掲載しております。 詳細につきましては、議案説明資料1ページに掲載しておりますので、説明を省略させていただきます。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	報告第2号について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、報告第2号については、原案のとおり承認させていただきます。

	だきます。 次に日程第2 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局から説明願います。
北本	議案書5ページをお開き願います。 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、厚岸町から決定を求められた農用地利用集積計画について、議決を求める。 令和5年8月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回の案件は、使用貸借が1件となっております。 各筆明細書の写しについては、議案書6ページに、開発事業計画書については、議案書7から9ページに、位置図等の資料については、議案資料2から5ページに掲載しております。 詳細については、議案説明資料1ページに掲載しております。 なお、本件については、遠藤会長、石澤部会長、小澤委員、事務局の計5名で8月8日に現地調査を実施し、転用の可否については、可であると確認いたしました。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	自分も現地確認しましたが、第2部会長の石澤委員から補足で何か説明あればよろしく願いいたします。
石澤委員	特に問題ありません。
会長	議案第3号について、何かご意見・ご質問はございませんか。
中井委員	これは〇〇さんの持っている土地を〇〇さんが借りて、育成舎を建てるのに転用するということですね。
北本	〇〇さんから〇〇さんに貸して転用するということです。
中井委員	〇〇さんの土地に建てるということですね。わかりました。

会長	他にご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、議案第3号については、原案のとおり承認させていただきます。 次に日程第3 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明願います。
局長	議案書10ページをお開き願います。 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」 次の者より、農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可書を交付することについて、議決を求める。 令和4年8月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回の案件は、賃貸借が1件となっております。 許可申請書の写しについては、議案書11から18ページに、位置図の資料については、議案資料7ページに掲載しております。 詳細については、議案説明資料2ページに掲載しております。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	議案第4号について、何かご意見・ご質問はございませんか。
中井委員	これは、今までは地主さんが自分で使って耕作していたが、〇〇さんが今までも一部借りていたと思いますが、新たに賃貸を増やすということですね。
局長	詳細をお話ししますと、〇〇さんの方から〇〇さんに使ってくれないかという話がありまして、地続きになっているのが〇〇さんということで、〇〇さんも沢とかがあってあんまり条件はよろしくないですが、集積できるのは自分しかいないだろうということで、両者でお話しして決めたということです。
会長	ほか、ございませんか。

小山委員	借りる期間は決まっているのですか。
北本	申請書の中に記載しており、議案書12ページの上の表に5期とありますが、5年間と なっております。
会長	ほか、ございませんか。
蝦名委員	初めて農業委員になったので、全然中身が分かりませんが、この単価、年額で40,045 円、10aあたり2,300円とありますが、どのようにして決めているのですか。
北本	これは3条になりますので、基本的に3条でやるのは本人同士の相対で値段を決める ことになっています。先程は使用貸借だったのですが、利用集積でいえば、土地所有 者からあっせんしてほしいという依頼を受けて、地区の委員で見に行き、値段を話し 合って決めるというやり方になります。今回は本人同士で決めました。
蝦名委員	相対でこれくらいであれば貸してもいいよ、借りてもいいよということですね。 基準になるようなものってありますか。
北本	一応、昔からの厚岸町農業委員会の基準で、上畑であれば10a 3,000円などといったの がありまして、その基準をお示ししながら、〇〇さん、〇〇さんにお話しています。
局長	あっせん依頼を受けた際は、実際に現地を見に行き、ここと同じ条件だから上畑だ ね、といった判断を農業委員にさせていただくことになります。
会長	ほか、ございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、議案第4号については、原案のとおり承認させていた だきます。 次に日程第4 議案第5号「事業計画変更承認申請について」を議題とします。 事務局から説明願います。
北本	議案書19ページをお開き願います。 議案第5号「事業計画変更承認申請について」 次の者より、転用事業計画の変更承認申請があったので意見書を付して北海道知事へ 進達する。 令和5年8月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。

	変更内容は、農家住宅建設位置変更であります。 議案書20から21ページは、事業計画変更承認申請書の写しです。 承認を受けようとする土地は、太田南8番4、8番5で、面積は、変更前が1,259㎡、変更後は613㎡となっており、646㎡減少するものです。 変更事由の詳細は、事業計画変更承認申請書に記載のとおりであります。 位置図等については、議案資料9から14ページに掲載しております。 本件については、〇〇委員立会のもと、遠藤会長、小澤委員、事務局の計4名で8月8日に現地調査を実施し、転用の可否については、可であると確認いたしました。 また、本総会で承認され次第、議案書22から23ページに掲載の意見書を北海道知事に提出させていただきます。 なお、本件については、〇〇委員が「議事参与の制限」に該当いたします。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	現地調査した小澤委員から何かあれば、補足願います。
小澤委員	特にありません。
会長	〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。 暫時休憩いたします。 (〇〇委員退室) 再開いたします。 本件について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、原案のとおり承認させていただきます。 暫時休憩いたします。 (〇〇委員入室) 再開いたします。〇〇委員にご報告いたします。 本件については、原案のとおり承認されました。 次に日程第5 議案第6号「厚岸町営牧場運営委員会委員の推薦について」を議題とします。

	会長の私が「議事参与の制限」に該当するため、当該議案の審議開始から終了まで退席します。 議長につきましては、会長職務代理に委ねたいと思います。 休憩します。 (会長退室)
代理	(会長職務代理 議長席に移動) 再開します。 日程第5 議案第6号「厚岸町営牧場運営委員会委員の推薦について」を議題とします。 事務局から説明願います。
局長	議案書24ページをお開き願います。 議案第6号「厚岸町営牧場運営委員会委員の推薦について」 厚岸町から厚岸町営牧場運営委員会委員の推薦を依頼されたので、次の者の推薦について議決を求める。 令和5年8月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 厚岸町営牧場運営委員会設置規則の第3条の規定により、従来、厚岸町農業委員会会長を推薦しておりましたが、令和5年7月20日から第25期の体制となり、新たに遠藤会長が厚岸町農業委員会会長に就任したことから、遠藤会長を当該委員に推薦しようとするものです。 詳細については、議案説明資料2から3ページに掲載しており、規則の抜粋についても3ページに掲載しております。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
代理	議案第6号について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、議案第6号については、原案のとおり承認させていただきます。 ここで暫時休憩とし、会長の入室を求めます。

	(会長入室、別席着席) 再開します。遠藤会長に申し上げます。 議案第6号は、原案のとおり承認されました。 ここで暫時休憩とし、議長を交代いたします。 (議長交代)
会長	再開いたします。 次に日程第6 議案第7号「厚岸町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに係る意見聴取について」を議題とします。 事務局から説明願います。
北本	議案書26ページをお開き願います。 議案第7号「厚岸町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに係る意見聴取について」 標題の件について、厚岸町から意見を求められたので付議する。 令和5年8月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 本件については、令和5年4月に「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」の見直しがあったことに伴い、農業経営基盤強化促進法第6条第3項の規定に基づき、厚岸町が定めた「厚岸町農業経営基盤強化促進基本構想」についても、北海道の方針と調和されるように見直しが必要となり、その変更にあたり、同法施行規則第2条に基づき、今般、厚岸町から農業委員会に意見を求められたところです。 見直しの概要については、議案書29ページに掲載しておりますが、見直しのポイントについて、簡単に読み上げます。 (29ページ、2 主な見直し内容、3 その他 を読み上げ) 議案書30から54ページに全文(案)、議案書55から74ページに新旧対照表、議案書75ページに根拠法令の抜粋を掲載しております。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	議案第7号について、何かご意見ご質問はございませんか

石澤委員	人・農地プランから地域計画に変更になったということですが、その変更する理由は为什么呢。どういう理由でこういう文言になったのでしょうか。
北本	令和5年の4月に北海道の基本方針の見直しがあり、いま着実に進んでいますが、人農地プランが地域計画に変わるようになっており、その地域計画に基づいて、さっき言っていた利用集積もそうなのですが、最大令和7年3月31日で廃止になります。今度、新たに地域計画といって、10年後の農地がどういう使われ方をするかというのを、令和7年3月31日までに地域の農協とか普及センターなどの関係機関と協議して策定しなければなりません。それはもう法律で決まっていることなので、今回、令和5年4月の法改正で地域計画に名前が変わったことから、道のほうも人・農地プランから地域計画に名前を変えたということです。
石澤委員	農業委員会のこれから取り組んでいくことについて、なにか変更があるんですか。
局長	補足といいますか、もともと法改正には色々な理由がありますが、北海道はあまり無いんですけども、遊休農地の利用があまりされていない、集積がうまくいっていない、といったのが全国的に見られていたようで、あと、国が一生懸命利用促進している農地バンクがあまり活用されていない、そういった部分も含めて遊休農地をできるだけ無くしていこうというのが改正の主な一つで、それに農地バンクの利活用を組み込んだのが今回の法改正というところです。 今後、今までどおり農地を見たりとか値段をつけたりとか、そういったところは農業委員会でやりますが、今言った地域計画を策定するにあたって、農業委員会では現状の地図と10年後の地図を作っていかなければならなくなりました。それを農業委員会や農協、町の農政担当と協力しながら、10年後どうしていくのか、各農家さんどうしたいのかという、いわゆる未来図を作る必要があります。こうしていきたい、というのを掲げた、人・農地プランと同じ内容ですが、それを作る作業がこれからあり、先程言った令和7年3月31日までに作成して、法改正をした中身で令和7年4月から進めるといった内容になっています。 なので、皆さんの実質の作業としては、今までの農地集積等の他に、地域の各農家への聞き取り等を行っていただく必要があります。 時間的に余裕があるようで実は非常にタイトですが、みなさんに協力していただき、個々でやるのか、あるいは農協の営農計画や懇談会等で地域ごとに聞き取りするの

	か、そういった部分は今後、町、農協、普及センター等と詰めながら進めていくことになります。 道の会議でも言われていますが、北海道はちゃんと集積されているのになんでこんなことやらなきゃならない、というような状態ですけども、法で決まっていることなので、そこはなるべく道の担当者も、手間をかけないようなやり方でということで指示を出していただいています。一農家さんごと、一筆ごとなので、それなりに時間や手間がかかるので、今後関係機関と協議し、いつ頃に何をやるというのも含めて、随時皆さんに情報提供していければと思っていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
会長	ほか、ございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、議案第7号については、原案のとおり承認させていただきます。 ここで追加議案を日程に追加いたします。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) 日程第7 議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明願います。
局長	追加議案書1ページをお開き願います。 議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」 次の者より、農地等を目的以外に供するための許可申請があったので、北海道農業会議に意見聴取を行う。また、北海道農業会議の判断が許可相当であった場合、意見書を付して北海道知事へ進達するものとする。 令和5年8月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 詳細について、追加議案説明資料1ページに掲載しているので読み上げます。 (追加議案説明資料読み上げ) このことから、総合的に見て許可相当とする内容でございます。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申

	上げます。
会長	現状調査した佐藤委員から補足で何かあればお願いします。
佐藤委員	今回初めてのケースだったんですけど、色々議論した結果、特に問題ないということで判断しました。
会長	議案第8号について、何かご意見・ご質問はございませんか。
多田委員	この太陽光は、太陽光を利用して野菜か何かを作るんですか。
局長	皆さん普段見ているのって、地面に対して斜めの太陽光だと思いますが、今回ののは、縦型の太陽光パネルでして、図でいうと追加議案資料4ページを見てもらえれば分かると思いますが、縦型に建てている太陽光の間の草を普通に採草するものです。今までは上部に斜めの太陽光だったので草は育たなかったのですが、縦型にすることで、草地が刈れるし日も当たる、というところで牧草収穫もできるような内容になっています。
会長	ほか、ございますか。
中井委員	今までも、斜めの太陽光の転用の許可はあったが、今回ののは太陽光もやりながら畑もちゃんと使えるから、こっちのほうが従来型よりは許可がスムーズな案件と考えていいのか、それとも特別そこは考えなくていいのか。
佐藤委員	今まで出てきた案件というのは、10年20年使っていない畑に太陽光を建てていたが、今回は草地で使っているところに、縦型の太陽光を68メートル間隔で設置し、その間を採草するという条件になる。
局長	転用の許可が出やすいかどうかというところで言えば、多分そんなに容易ではないと思います。なぜならば、先程佐藤部会長からも言われたとおり、今までは草が採れないところを転用していたが、今回は草が採れるところなのでルールが結構あるんですよ。正規で採れるところの何%が採れてなければいけないなど、そういった部分がちゃんと数字出せるというのが判断要件であります。容易な部分でいえば、貸す面積が少なく済む、建てているところだけなので、そういう部分では容易なのかもしれない

	いですが、いずれにしても営農型と名前をつけている限りは、営農がちゃんとできていないとダメなので、その辺としては許可が簡単ではないのかなと思います。
中井委員	農家さんとしては、売電もできて採草もできるので、面積当たりの収益率は草を刈るだけよりはいいから、そういったメリットも無いわけではない。
局長	電気の売る金額と、これを作ったことによって作業効率がどうなるのかというところだと思います。今回申請あげてきた〇〇さんに関しては、その辺のところは自分の中でクリアできたので、申請をあげてきたと思いますが。
会長	ほか、ございませんか。
河村委員	これは農地転用ですね。
北本	一時転用になるので、地目とかは別に変わらないで、足の部分だけ一部貸しますということです。今回5条ですけど、〇〇さんが自分の畑の一部を太陽光に転用し、次の総会になると思いますが、転用した箇所を3条で太陽光の会社に貸すというような流れで手続きが進むということを、太陽光の会社から聞いております。
貢委員	これ転用かけたときに、今までだったら刈れていた小さい面積の部分が草地として使えないですね。そこら辺をどうするのかというところです。
北本	営農型太陽光は毎年状況報告しなければならないんですが、それで2割以上減ったらダメなので、そこは小さいところもちゃんと刈ってもらうように。
局長	もともと、どこからどこまで刈っていたのかというところが肝になると思います。全部の面積が採れていたわけではなく、もともとの基準のところから2割までは減ってもいいということなので、そこの線引きがしっかりクリアできると踏んで申請書をあげてきたと思いますが。
代理	この案件については、ちょっと慎重に審議したほうがいいと思う。要は、転用した土地だけが未収穫になるわけではなく、その周りの畑だって収穫できなくなる部分が出てくるわけなので。今後のこともあるから、慎重に審議したほうがいいと思う。 これはまだ振興局には提出してないですね。
北本	まだ提出してないです。

中井委員	これは農業会議に意見聞きますよね。うちからこの内容でどうですかって聞いて、農業会議から問題ないと返ってくれば、今度それを北海道に提出するということです。うちだけで判断するものではないです。
代理	府県ではこういうことあると思いますが、府県の場合牧草ではないから、牧草の収穫とはちょっと違ってくると思う。
中井委員	この収穫量がどれだけ把握されているか。いくら取れていて、いくら減になっているのか。許可された後でやると思うし、もともと使えなかったところもあると思うが。
蝦名委員	現地をみたときに、面積的に2町くらいでした。それでいて三角畑なので、まともにやっても仕事がしづらい感じ。さらにそこにパネルを建てるので、なおさら仕事はしづらくなる。本人がそれでいいならいいのですが、もしこれをやるのであれば、もっと大きな畑でパネルの間隔もっと広くすると、大した邪魔にはならないですよ。となると、色んな人がこういう事業に参加するのかなと。
佐藤委員	あんまりそうなっても困るよね、したら俺もやるわってなったら。
蝦名委員	ここがそれで許可されれば、他の畑でも同じことだからなと思う。
貢委員	今年片無去地区の農地の太陽光への売却で、畑の単価からいったら凄く高い単価でもって買い取るらしいですよ。もしかすると、これもそういうような単価がかけられているのかなと。ただ、売りに出したお客さんが、かかる税金や経費をきちんとわかってやっているのかというのがあると思います。農地の移転登記代とか測量代とかそういうのが分からない状況でやっているの、売り手側の誤解を招く恐れがありますよね。本件はどういう内容かはわかりませんが。
石澤委員	これを前例として、他に広まっていくような怖さを感じる。さっき皆さんも言ったとおり、広い土地のほうがもっといいだろうといった中で、これが乱立していくようであれば、ちょっと困るなという気もしますが。
会長	農業委員会として、手順を踏んで議案として出された場合、許可するかしないかの話なので、問題なければ許可しなければならないし、そこらへんですよ。事業費もかなり高いし内情はよくわかりませんが、農地としての話なので、農業委員会としてはそれ以上のことは言えないですよ。

河村委員	農地転用して宅地か何かにしてくれれば、それはそれでいいと思いますが、農地のままやるっていうのが、どうなのかなっていう。
局長	このルールっていうのは、国もある意味進めている内容になります。いわゆる再生可能エネルギーっていう昨今の問題として、なのでそういった部分も活用してほしいがために、一時転用っていう逃げ道ではないですけど、そういうところに出てきていると思います。ただ皆さんご心配なさっているように、私これを推奨しているわけではないですが、農業新聞とかにも、他の地域で牧草含めて太陽光でやっているのはありますが、結果的に予定していたよりも収量が少ないなどというのは、いくつか小さい記事で問題点として掲載されている。色んなところで色んなパターンが出てきている状態で、これをどうしていくのかっていうのは、一農業委員会だけではない話になってくるので、そこは推移を見守りながらと思います。 農家さんを守らなければならない部分もありますが、ただ、会長もさっき言ったとおり、こうやって申請であがってきてお諮りさせていただいて、何も問題なければ許可というところは、農業委員会の案件としては不備がない限りはっていうところもあるので、難しいところだと思います。
会長	皆さん心配されることは分かります。しかし、ちょっと農業委員会の枠からはみ出しているかなと思います。心配している内容でいえば、どちらかといえば町や道の範疇だと思います。今後こういったことが出てくるようであれば、これは一例目だから静観していていいのかなと思いますが、今後出てきたときは果たしてそれはどうなのかってところは思います。皆さん心配されることはそのとおりだと思います。ただ、書類上不備が無かったら、農業委員会としてはやっぱり通さなければと、理由なく止めることはできないのです。
代理	問題になるのは転用面積なんですよ。支柱部分の1.12㎡しか収穫できない面積ですよとなっていますが、現実問題はそうではない。畑の端っこで1〜2㎡くらいならそれは分かりますが、畑の真ん中で合わせて1.12㎡だとしても、周りの部分だって収穫できないので、実際問題はそんなに少くない。それが問題だと思う。
貢委員	畑の更新年度からは外れていますよね。補助金もらって畑おこしていたら、一定の期間できないですよ。
北本	外れています。更新していたら国などのお金使っているから転用とかはできないの

	で、そこは問題ないです。
蝦名委員	これを建てたことによって収穫量が20%以上減ってはならない。それを下回った場合どうなるのか。
北本	撤去です。
蝦名委員	即撤去ですか。
北本	要領等によれば、まずは指導等を行い、それでも完全にダメだったら、撤去して農地に復元というように書いています。まずはちゃんと使えるように指導です。それでもどうしてもないくらいに使えていなかったら、撤去という書き方はされています。
小山委員	太陽光を建てた後に、宅地に変更しますというのは可能なんですか。
会長	1㎡のために変更っていうのもね。転用の面積が1.2㎡、実際の収穫減のところはどうかというところ。
北本	それをちゃんと確認して、端っこのほうとかを除いた分を今出しておいて、そのあとに転用で採れなくなる部分を見といたほうが。
会長	例えば、倍くらいの面積は見といたほうがいいんじゃないですか。結局そこまで機械がいけないから。
北本	意見書も貰っており、これ皆さんにお配りしていなかったのですが、意見書の中には、営農型発電設備下部の農地面積として13.63㎡と書いているので、それが現状に即した面積、刈れなくなる面積となります。この意見書にこういった理由でっていうのが細かく記載されていて、20ページくらいにわたって書かれています。
河村委員	それを申請書に記載するべきだよね。
北本	ただ、申請書の書き方としては、足の部分の面積を記載するというルールなので、この書き方になっていますが、これだけでは多分知事とか農業会議とかもあまり前例がないし内容が薄いので、こういった意見書も一緒に提出して確認してもらうといった流れになります。

橋本委員	そういうを出している以上、止める理由はない。
北本	これを皆さんに配ればよかったです。申し訳ありません。道内でも前例があって、岩見沢でも牧草ではないですけど、許可を受けるために提出しているので。
石澤委員	尾幌1971と1974一帯で使っていたのか。
佐藤委員	1971だけで使っている。2町くらいだが、実際は外周のほうは使えない草だったので、中の部分だけ使っている。もともとあまりいい土地ではないので、畑をおこしたくない。
北本	こういった理由もあって、今回試験的に選定したということです。
会長	本人が了承して出している以上、農業委員会としてはダメとは言えないですね。確かに皆さん心配されるのはそのとおりだと思います。ただ、本人が納得してやっている以上、私も心配ですけれども、ダメだとは言えないかなと思います。皆さんどう判断されますかね。
北本	今後の観察ではないですかね、今後ちゃんと使えているのかというのを。
中井委員	意見聞きながら、要件さえ満たせばいいのかなと。 農業全体や経営基盤で見れば、それ以外の団体が見なければならないし、経営計画や指導などもあるだろうから。これがどんどん増えたら困るという気持ちもありながら、今回、農業委員会は許可せざるを得ないんじゃないか。
会長	皆さん色んな問題があるのではないかとされているので、常に農地パトロールとかで確認しながら、進めていきたいなと思いますがいかがでしょうか。初めての事例なので心配なのはわかりますが、農業委員会としては許可という判断で。
局長	皆さんご心配されていますので、追加議案8ページに農業委員会の意見書がありますが、下のほうに意見及び理由を書く欄があり、今はそこに問題はないと書いていますが、ここに営農をしっかり適正にやっていただくことを追記して提出するということではよろしいでしょうか。文言については任せていただけたらと、皆さんが心配していることがおきないように、強調して記載します。

会長	皆さんそれでよろしいでしょうか。 (質疑なし) 議案第8号については、追加記載しますが、原案のとおり承認させていただきます。 全体を通して何かございませんか。 特になければ、これで本日の議案の審議を全部終了いたしました。 事務局からスケジュールについて説明願います。
北本 局長	(スケジュール説明) (海づくり大会に係る交通規制について説明)
会長	全体を通して何かございませんか。 以上で、第2回厚岸町農業委員会総会を終了いたします。 本日はご苦労様でした。

上記相違ないことを確認し、署名押印する。

議長 厚岸町農業委員会会長

印

議事録署名委員 5番

印

議事録署名委員 6番

印